

熊本県政務調査費の交付に関する条例

熊本県政務調査費の交付に関する条例（平成13年熊本県条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象となる者）

第2条 県は、県議会の会派（政治上の主義、理念及び政策を共有する議員が結成した団体（所属議員が1人の場合を含む。）をいう。以下「会派」という。）又は議員に対して、政務調査費を交付する。

（額及び交付の方法）

第3条 政務調査費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

2 政務調査費の交付の方法は、会派又は議員ごとに、次の各号に掲げる交付の方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 会派に交付する方法 前項に規定する議員1人当たりの月額に、当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額
- （2） 議員に交付する方法 前項に規定する議員1人当たりの月額
- （3） 会派及び議員に交付する方法 前項に規定する議員1人当たりの月額を会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額に一律に区分し、会派に交付する額にあつては会派に交付する額に区分された額に当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額、議員に交付する額にあつては議員に交付する額に区分された額

（会派届等）

第4条 会派を結成したとき、又は一般選挙後、会派の代表者は、次に掲げる事項を記載した会派届を議長に提出しなければならない。

- （1） 会派の名称
- （2） 代表者の氏名
- （3） 会派を結成した日
- （4） 所属する議員の数及び氏名

- (5) 前条第2項に規定する政務調査費の交付の方法
 - (6) 前条第2項第3号に掲げる政務調査費の交付の方法を選択する会派にあつては、
会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額の区分
 - (7) 前条第2項第1号又は第3号に掲げる政務調査費の交付の方法を選択する会派に
あつては、第10条に規定する政務調査費経理責任者の氏名
- 2 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、会派の代表者は、当該変更に係る事項
を記載した会派変更届を議長に提出しなければならない。
 - 3 会派が解散、合併等により消滅した場合（議員の任期満了及び議会の解散による場合
を除く。以下同じ。）は、当該会派の代表者であった者は、その旨を記載した会派解散
届を議長に提出しなければならない。

（会派の通知等）

- 第5条 議長は、毎年度、当該年度の初日において在職する議員を、同日の翌日から起算
して5日以内に、会派に所属する議員にあつては当該会派に係る前条第1項各号に規定
する事項を、会派に所属しない議員にあつては氏名を知事に通知しなければならない。
- 2 議長は、前条各項の会派届、会派変更届又は会派解散届の提出があつたときは、速や
かに、これを知事に通知しなければならない。
 - 3 年度の中途において議員となった者で会派に所属していない議員がいる場合は、議長
は、当該者の議員としての任期が開始する日（再選挙、補欠選挙その他任期満了による
一般選挙以外の事由により当選人と定められた議員にあつては、その当選の効力発生
の日をいう。以下「任期開始の日」という。）の翌日から起算して5日以内に、次に掲げ
る事項を知事に通知しなければならない。
 - (1) 議員となった者の氏名
 - (2) 任期開始の日
 - 4 前3項に定めるもののほか、年度の中途において辞職、失職、除名、死亡又は議会の
解散により議員でなくなった者がいる場合は、議長は、それらの事由の生じた日の翌日
から起算して5日以内に、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。
 - (1) 議員でなくなった者の氏名
 - (2) 議員でなくなった事由
 - (3) 事由が生じた年月日

（交付決定）

- 第6条 知事は、前条第1項の規定による通知があつたときは、速やかに、当該年度に係
る政務調査費（年度の中途において議員の任期が満了する場合は、議員の任期が満了す

る日が属する月までの政務調査費)の交付の決定を行わなければならない。

2 知事は、前条第2項の規定による通知(会派変更届に係る通知にあっては、第4条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に関する変更に係るものに限る。)又は前条第3

項若しくは第4項の規定による通知があったときは、速やかに、当該年度に係る政務調査費の交付の決定、変更交付の決定又は交付取消しの決定を行わなければならない。

3 知事は、前2項の決定を行ったときは、速やかに、当該決定に係る会派の代表者(会派が解散、合併等により消滅した場合は、会派の代表者であった者をいう。以下第11条第2項及び第13条において同じ。)又は議員及び議長に対し、その旨を通知しなければならない。

(算定方法等)

第7条 第3条第2項に規定する政務調査費の交付額は、月の初日に議員である者を基準として算定する。

2 月の途中において、次に掲げる事由が生じた場合におけるこれらの事由が生じた日(その日が月の初日である場合を除く。)の属する月の政務調査費の交付額の算定については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(1) 任期満了(月の初日において任期満了により議員でなくなった者が、当該任期満了による一般選挙により当該任期満了の日の翌日から再び議員となった場合を除く。第12条第2項において同じ。)

(2) 議員の辞職、失職、除名又は死亡

(3) 議員の会派への入会又は会派からの脱会若しくは除名

(4) 会派の結成又は解散、合併等による消滅

(5) 議会の解散

(6) 第3条第2項に規定する政務調査費の交付の方法の変更(同項第3号に規定する会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額の区分の変更を含む。)

(請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、第6条第3項の規定による交付の決定又は変更交付の決定通知を受けたときは、四半期ごとに、当該四半期に属する月分として交付を受けるべき政務調査費を知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、四半期ごとに、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該四半期に属する月分として交付すべき政務調査費を交付するものとする。

(政務調査費を支出できる経費)

第9条 政務調査費を支出できる経費は、調査研究費、研修費、会議費その他議長が別に定める経費とする。

(政務調査費経理責任者)

第10条 第3条第2項第1号又は第3号に掲げる政務調査費の交付の方法を選択する会派は、政務調査費経理責任者を置かなければならない。

(証拠書類等の整備及び保存)

第11条 政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置くとともに、領収書その他の証拠書類（次項及び次条第1項において「証拠書類」という。）を整理し、及び保管しなければならない。

2 会派の代表者及び議員（議員であった者を含む。）は、前項に規定する会計帳簿及び証拠書類を次条に規定する収入及び支出の報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等)

第12条 会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務調査費の収入額、支出額、残額その他議長が別に定める事項を記載した収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を翌年度の初日から起算して30日以内に議長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会派が解散、合併等により消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員でなくなった場合には、会派の代表者であった者又は議員であった者（議員の死亡に係る場合は、その相続人。）は、会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの収支報告書等を、会派が消滅した日又は議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出するものとする。

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書等の写しを、速やかに、知事へ送付するものとする。

(政務調査費の返還)

第13条 会派の代表者又は議員（議員が死亡した場合は、その相続人。次項において同

じ。)は、ひとつの四半期中途で、第6条第2項の規定による政務調査費の変更交付の決定又は交付取消しの決定(以下この項において「変更交付決定等」という。)を受けた場合において、変更交付決定等の原因となる変更事由の生じた日の属する月(当該事由の生じた日が月の初日であるときは、当該事由の生じた日の属する月の前月)までの月分として会派又は議員が交付を受けるべき政務調査費の額を超える額の交付を既に受けている場合は、当該変更交付決定等を受けた日の翌日から起算して60日以内に、県に対し、その超える額を返還しなければならない。

- 2 会派の代表者及び議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において行った政務調査費による支出(第9条に規定する経費に係る支出をいう。)の総額を控除して残額がある場合には、当該残額に相当する額(以下「政務調査費の残額」という。)を翌年度の初日から起算して60日以内に返還しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により収支報告書等を提出した場合において、政務調査費の残額がある場合には、当該収支報告書等を提出した者は、当該収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して30日以内に政務調査費の残額を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

- 第14条 議長は、第12条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書等を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(調査)

- 第15条 議長は、第12条第1項又は第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(委任)

- 第16条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付決定手続、請求及び返還に関し必要な事項は知事が、その他この条例の施行に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

(提案理由)

政務調査費に係る支出の透明性を確保するため、収支報告書に領収書等の添付を義務づけるとともに、議会の調査研究機能を充実し、会派の政策形成機能を高めるため、政務調査費を会派に交付できるようにする必要があることから、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。